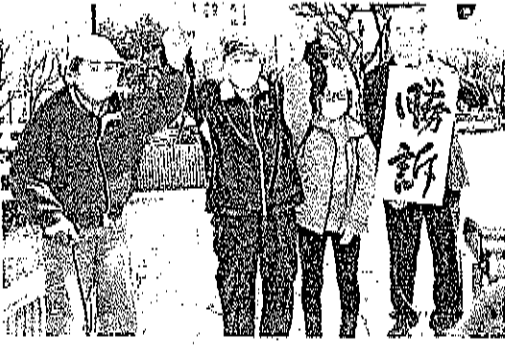


「生活保護減額違法」続く

青森・和歌山両地裁判決 処分取り消し計7例



勝訴判決を喜びあつ3人の原告の24日、青森市

生活保護基準額の引き下

国は2013〜15年、物

性を有しないもので、判断

語りました。

げは生存権を保障する憲法

に違反するとして、利用者

の過程に過誤、欠落があ

「減額処分が違法であると

が減額処分の取り消しを求

を引き下げ、計約670億

地裁前には県内各地から

れに、青森のたたかいが一

めた訴訟の判決が24日、青

森地裁と和歌山地裁であ

り、勝訴の報に歓声がわき

い。控訴しないようだと強

森地裁と和歌山地裁であ

り、両地裁は処分を取り消

しました。同種訴訟は全国

く求めたい」と語りました。

29地裁で起こされ、処分取

り消しは大阪、熊本、東京、

地裁の鈴木義和裁判長は国

の判断について「客観的数

横浜、宮崎の各地裁に続き

計7例目。

↓関連③面

欠き、専門的知見との整合

美子さんの3人の原告は、拍手で迎えられました。

記者会見と報告集会で

「生活の苦しさをわかって

もらったことがうれしい」

(郡川さん)、「今現在も苦

しい。判決を認め、控訴は

せず、私たちに手を差し伸

べてほしい」(神さん)と

語りました。

弁護団の葛西聡弁護士は

「減額処分が違法であると

いう全国でのたたかいの流

れに、青森のたたかいが一

つ加わったことがうれし

い。控訴しないようだと強

く求めたい」と語りました。



勝訴を報告する中山さん(左)ら=24日、和歌山地方裁判所前

原告「生きててよかった」

生活保護費の引き下げは違憲・違法と訴えた裁判の判決が24日、和歌山地方裁判所(高橋綾子裁判長)であり、原告が勝訴しました。

高橋裁判長は「厚労相の裁量権の逸脱、乱用があり、違法」と判断しました。

原告の一人、中山福二さん(75)は「生きててよかった。8年5カ月、今日の目を迎えるために生きてきた」と喜びを語りました。

報告集会で原告弁護団の芝野友樹弁護士は「生活保護基準引き下げ処分(の)取り消し部分については全面的勝訴。」

内容的にも政府が理由を全国に」と訴えまし
とした(数値の意図的操
作の)ゆがみ調整やデフ
レ調整についても勝訴
した」と報告。「生存権
裁判を支援するわかや
まの会」の金川めぐみ会
長(和歌山大学教授)は
「画期的判決。午前の青
森、午後の和歌山の流れ
かえりました。」

生活困窮者を支援する
「あさみの会」の田中千
鶴子さんは「最初は勝て
ないだろうと苦しい裁判
でした。当事者が声をあ
げることがどんなに大切
なことが」と裁判をふり
かえりました。

保護基準 減額前に戻せ

両地裁判決受け 全生連が声明

生活保護基準引き下げ
での勝利判決が大坂、熊
違憲訴訟で青森・和歌山
本、東京、横浜、宮崎に
両地裁が原告勝訴の判決
を出したことについて、
全国生活と健康を守る会
連合会(吉田松雄会長)
は24日、国が判決を受け
入れて保護基準を減額前
に戻すことを求める声明
を発表しました。

声明では今回の2地裁
求しました。

求しました。